

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>【本編】</p> <p>3 運用型信託会社</p> <p>(中略)</p> <p>3－5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3－5－1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【本編】</p> <p>3 運用型信託会社</p> <p>(中略)</p> <p>3－5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3－5－1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 暗号資産に関する留意事項</u></p> <p><u>暗号資産の信託等については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① 不適切な暗号資産を取り扱わないための措置</p> <p><u>暗号資産(暗号資産関連有価証券にあっては、当該有価証券に係る暗号資産を、暗号資産デリバティブ取引にあっては、当該取引に係る暗号資産を含む。①及び②において同じ。)の仕組み(発行者、管理者その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。)、想定される用途、流通状況及び当該暗号資産に使用される技術その他当該暗号資産の特性は様々であり、その特性によってテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスク、システムリスク等は異なるため、暗号資産が包含するリスクは一様ではない。そこで、信託会社が講じなければならない措置の一つとして、規則第40条第9項第2号は、暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある暗号資産を取り扱わないための措置を規定している。同号の措置については、例えば、以下のような点に留意する必要がある。</u></p> <p>イ. 新たな暗号資産の取扱いを開始するにあたっては、暗号資産の取扱いにより生じ得るリスク(以下「取扱リスク」という。)を特定・評価し、顧客保護及び業務の適正かつ確実な遂行の確保の観点から、当該暗号資産の取扱いの可否を的確に審査する態勢を整備しているか。</p> <p>ロ. 既に取り扱っている暗号資産に関し、定期的に取扱リスクの内容を見直した上で、必要に応じて、当該暗号資産の取扱い可否を改めて審査することとしているか。</p> <p>ハ. 暗号資産を新たに取り扱う又は廃止する場合には、当該暗号資産の取扱</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

いに係る審査結果を踏まえ、取締役会の承認を得るなど組織的に決定しているか。

二. 暗号資産の取扱いの適否を審査する部門は、営業部門から独立させた上で、専門的知見を有する人材を配置するなど、取扱リスクを適切に検証できる体制を整備しているか。

② マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与への対応

マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが高い場合においては、暗号資産の取扱いの適否を慎重に判断することとしているか。例えば、移転記録の追跡が著しく困難である暗号資産については、マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが特に高いことから、当該暗号資産を取り扱ったりすることがないよう留意する。

また、暗号資産の調達先におけるマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策の状況等にも留意するなど、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に沿った対策が適切に講じられているか。特に、海外に居住若しくは所在する者から又はこれらの者への暗号資産の移転を伴う可能性がある場合には、3-5-9(2)④に準じた対策が適切に講じられているか。

③ 暗号資産の分別管理

信託会社が暗号資産を管理する場合には、規則第39条第3項及び同条第4項に基づき、信託財産に属する暗号資産（以下「受託暗号資産」という。）及び履行保証暗号資産（規則第39条第4項柱書きに規定する履行保証暗号資産をいう。以下同じ。）に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。信託会社の監督に当たっては、受託暗号資産及び履行保証暗号資産（以下「対象暗号資産」という。）の分別管理の状況の適切性を確認するため、信託会社に対し、定期的に又は必要に応じて報告を求めるとともに、例えば、以下の点に留意する必要がある。

イ. 経営陣の認識・関与

経営陣は、対象暗号資産の分別管理が顧客の保護に資するものであることを理解した上で、その重要性を認識しているか。また、対象暗号資産の分別管理の状況について、定期的あるいは隨時に報告を受けるなどして、対象暗号資産の分別管理が適切に行われるための体制の整備等（内部牽制機能の確保を含む。）に活用しているか。

ロ. 分別管理に関する着眼点

a. 履行保証暗号資産の分別管理に関する社内規則に、分別管理の執行

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

方法が具体的に定められており、履行保証暗号資産が、信託財産に属する暗号資産、他の信託財産に属する暗号資産及び履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と明確に区分され、かつ、いずれが履行保証暗号資産であるかを直ちに判別できることとしているか。また、その遵守状況について適切に検証することとしているか。

b. 分別管理業務を担当する部門を設置するとともに、暗号資産の種類ごとに、対象暗号資産の受払いの手続を行う担当者と残高を照合する担当者をそれぞれ設置した上で、両担当者を兼務させないこととしているか。また、事故・不正行為等防止の観点から、各担当者を定期的に交代させる等の措置を講じているか。

c. 自己で対象暗号資産を管理する場合の分別管理については、自己の固有財産である暗号資産（履行保証暗号資産を除く。以下、c.において同じ。）を管理するウォレットとは別のウォレットにおいて、対象暗号資産を管理することとしているか。自己の固有財産である暗号資産を管理するウォレットと、対象暗号資産を管理するウォレットの保管場所を明確に区分して保管しているか。例えば、ウォレットを保管するための機器を明確に区分することが考えられる。

（注）複数の信託が存在する場合において、当該複数の信託に係る信託財産に属する暗号資産を同一のウォレットで管理することは差支えない。

d. 対象暗号資産の管理を第三者に委託する場合の分別管理については、対象暗号資産以外の暗号資産を管理するウォレットとは別のウォレットにおいて、当該対象暗号資産を管理させることとしているか。対象暗号資産を管理するウォレットと、当該対象暗号資産以外の暗号資産を管理するウォレットの保管場所を明確に区分して保管させているか。

e. 対象暗号資産の管理について、取引内容がブロックチェーン等のネットワークに反映されない等の事情により、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高が信託会社の管理する帳簿上の対象暗号資産の残高に不足する事態を防止するために必要な措置を講じているか。

（注）必要な措置としては、例えば、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高が信託会社の管理する帳簿上の対象暗号資産の残高に不足する事態を防止するために必要となる暗号資産の数量をあらかじめ社内規則で定めるとともに、当該暗号資産と同種同量の自己の暗号資産を限度として対象暗号資産を管理するウ

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

オレットの中で当該自己の暗号資産を混同して管理(当該数量を超える混同が発生した場合には、発生日の翌日から起算して5営業日以内に当該混同を解消しなければならない。)することが考えられる。

f. 対象暗号資産の管理について、信託会社が管理する帳簿上の対象暗号資産の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、上記 e. の措置にもかかわらず、対象暗号資産の有高が帳簿上の対象暗号資産の残高に満たない場合には、原因の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。

(注)当該不足額に関しては、不足が生じた日の翌日から起算して5営業日(契約に基づいて5営業日よりも短い期限で顧客が受託暗号資産を払い出せる場合には当該期限)以内に解消しなければならない。

g. 自己で対象暗号資産を管理する場合には、規則第 39 条第3項但書で定める要件に該当する受託暗号資産(以下「対象受託暗号資産」という。)を除き、当該対象暗号資産が外部に流出するがないよう、当該対象暗号資産を移転するために必要な秘密鍵その他の情報(以下「秘密鍵等」という。)を、常時インターネットに接続していない電子機器等に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法により管理しているか。なお、一度でもインターネットに接続したことのある電子機器等は「常時インターネットに接続していない電子機器等」に該当しないことに留意するものとする。

(注)「同等の技術的安全管理措置」が講じられているかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、対象暗号資産を移転するために必要な秘密鍵等が、署名時に限りインターネットに接続される電子機器等に記録して管理されているが、当該電子機器等に記録されている秘密鍵等が当該電子機器等から外部に一切移転せず当該電子機器等の中で署名を行うことができる技術的仕様となっており、かつ、当該秘密鍵等による署名が手動で行われることにより、その都度、取引内容の真正性が確認される場合などが考えられる。

h. 対象暗号資産の管理を第三者に委託する場合には、対象受託暗号資産を除き、対象暗号資産の保全に関して、当該信託会社が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

方法により管理しているか。

(注)「自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、以下の場合などが考えられる。

- ・ 対象暗号資産の管理を暗号資産交換業者に委託し、かつ、委託元である信託会社が倒産した場合その他一定の事由が生じた場合には、当該暗号資産交換業者が管理している対象暗号資産が速やかに委託元である信託会社に返還される旨の合意がある場合
- ・ 対象暗号資産について、他の信託会社に信託し、かつ、委託者である信託会社が倒産した場合その他一定の事由が生じた場合には、当該信託会社の顧客が受益者となり、信託財産である対象暗号資産が当該顧客に対して交付される場合
- i. 対象受託暗号資産を除く対象暗号資産の全部又は一部が、上記 g. 及び h. 以外の方法により管理される事態が生じた場合には、当該事態が生じた日の翌日から起算して1営業日以内に、当該事態を解消しているか。
- j. 対象暗号資産の管理を第三者に委託する場合には、委託先において、上記に掲げる事項を遵守していることに加え、後記④(暗号資産の流出リスクへの対応)に基づいて流出リスクへの必要な対応が行われていることを確認しているか。

④ 暗号資産の流出リスクへの対応

信託会社が信託財産に属する暗号資産の管理をする場合には、対象暗号資産が不正アクセス等により流出することによって、顧客に対して対象暗号資産の返還ができなくなるなど、顧客の保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢(業容に応じた内部監査態勢を含む。)の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。

そこで、信託会社が講じなければならない措置の一つとして、規則第40条第9項第1号は、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を規定しており、規則第40条第9項第3号は、業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を規定している。これらの措置については、例えば、以下のような点に留

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

意する必要がある。

イ. 経営陣の認識・関与

経営陣は、流出リスクへの対応が顧客の保護に資するものであることを理解した上で、流出リスクへの対応の重要性を認識しているか。また、流出リスクへの対応状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、流出リスクへの対応が適切に行われるための体制の整備等に活用しているか。

ロ. 流出リスクの特定・評価

- a. 取り扱う暗号資産の種類ごとに、当該暗号資産の流出リスクを特定・評価しているか。流出リスクの特定・評価に際しては、専門的知見を有する関係団体等におけるセキュリティ対策に係る指針等も参考とする必要があることに留意する。
- b. 流出リスクの特定に当たっては、暗号資産の仕組みや当該暗号資産に使用される技術、社内のシステム・ネットワーク環境、対象暗号資産を移転するために必要な秘密鍵等の使用(署名)に至るオペレーション等の事情を勘案のうえ、想定され得る流出の場面(秘密鍵等の漏えい、盗難、不正利用、消失等を含むがこれに限られない。)を洗い出し、当該流出の原因となるリスク(サイバー攻撃のほか、事務処理ミス、内部不正、システムの不具合等を含むがこれに限らない。)を具体的に特定しているか。
- c. 特定した流出リスクの評価に当たっては、当該リスクが顕在化することによって生じ得る対象暗号資産への影響その他顧客及び経営への影響等を具体的に分析し、評価しているか。また、定期的にリスク評価を見直すほか、対象暗号資産の管理に関し、重大な影響を及ぼし得る新たな事象が発生した場合には、必要に応じてリスク評価を見直すことしているか。
- d. 新たな暗号資産の取扱いやサービスの提供を開始する場合には、当該暗号資産・サービス等の提供前に分析を行い、流出リスクの観点から検証しているか。

ハ. 流出リスクの低減

- a. 顧客の利便性等を理由に、やむを得ずインターネットに接続された環境で秘密鍵等を管理しなければならない場合には、規則第39条第3項但書で定める要件の範囲内で、当該環境で秘密鍵等を管理する受託暗号資産の上限をあらかじめ社内規則で定めた上で、かかる上限の範囲内で秘密鍵等を管理する等の措置を講じているか。

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

- b. 上記 a. のほか、流出リスクの低減に際しては、流出の態様の変化や技術の進歩等を踏まえつつ、日本仮想通貨交換業協会や専門的知見を有する関係団体等におけるセキュリティ対策に係る指針等も参考とする必要があるが、例えば、以下の点を含め、上記口. で特定・評価された流出リスクに対して有効な低減措置を講じているか。
- ・ 対象暗号資産を移転する場合には、あらかじめ社内規則等で定められた手続に従い、複数の担当者が関与する体制となっているか。
 - ・ 権限者以外の者が使用(署名)できない方法で秘密鍵等を管理しているか。特にハードウェアや紙等の物理媒体で秘密鍵等を管理する場合には、施錠されたセキュリティルーム、金庫など権限者以外の者がアクセスすることができない環境で保管しているか。
 - ・ 対象暗号資産の移転について、複数の秘密鍵等を用いた電子署名を必要とする等の適切な措置を講じているか。複数の秘密鍵等を用いる場合には、各秘密鍵等の保管場所を分けて管理しているか。
 - ・ 対象暗号資産の移転に際して、当該対象暗号資産の移転に係る取引内容が真正であることを確認しているか。
 - ・ 顧客からの依頼によって対象号資産が自動的に外部に移転する仕組みを用いる場合には、一回又は短時間に移転できる対象暗号資産の上限を設定しているか。
 - ・ 秘密鍵等が紛失した場合に備え、バックアップを作成しているか。バックアップについても、上記③g. 及びh. に基づいて安全に管理しているか。また、バックアップについても権限者以外の者が使用(署名)できない方法で秘密鍵等を管理しているか。特にハードウェアや紙等の物理媒体で秘密鍵等を管理する場合には、施錠されたセキュリティルーム、金庫など権限者以外の者がアクセスすることができない環境で保管しているか。
 - ・ 対象暗号資産の移転の手続について内部監査の対象としているか。
- 二. 流出時の対応
- a. 対象暗号資産の流出を直ちに検知可能なシステム監視体制その他流出を直ちに検知するために必要な内部管理体制が整備されているか。
 - b. 対象暗号資産の流出を検知した場合には、検知した内容について、経営陣に対して確実かつ速やかに伝達するための社内連絡体制が整備されているか。
 - c. 対象暗号資産の流出を検知した場合の対応について、流出時を想定したコンテンジエンシープランを策定の上、例えば、以下の措置を含む緊

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

急時体制を構築しているか。

・二次被害を防止するために必要な措置

例えば、インターネットと接続した環境で秘密鍵等を保管している場合には、当該秘密鍵等を直ちにインターネットから隔離すること、当該秘密鍵等で管理される暗号資産を直ちにインターネットに接続されていない環境に移転させること、他の暗号資産に影響がないか確認することなど、流出の状況や保管している暗号資産の特性などに応じ、必要な対応を検討することが必要である。

・被害にあった利用者への対応(相談窓口の設置等を含む。)

顧客への被害回復にあたっては、規則第40条第10項に規定する債務の履行に関する方針に従った対応が求められることに留意する。

・当局及び外部委託先等を含む関係者への報告・連携

・速やかな原因分析及び新たなリスク低減措置の検討・実施

原因分析を迅速に行うためには、関連するサーバー等の証拠保全を適切に行うこと、事象の追跡に十分な情報を含むアクセスログなどを記録しておくことが必要である点に留意すること。

⑤ 暗号資産関係情報の適切な管理

暗号資産等の信託を行う信託会社は、暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする暗号資産又は当該信託会社に関する重要な情報であって顧客の暗号資産の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの(当該信託会社の行う信託業の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。以下「暗号資産関係情報」という。)を入手し得る立場であることから、規則第40条第9項第4号に基づき、その適切な管理が求められることを踏まえ、例えば、以下の点に留意するものとする。

イ. 社内規則等において、暗号資産関係情報に該当し得る情報の類型や範囲を定めているか。

(注) 暗号資産関係情報に該当し得るものとして、例えば、以下の情報が考えられる。

- ・当該暗号資産に使用されるブロックチェーンの分岐その他暗号資産に用いられる技術的仕様の変更その他の当該暗号資産の機能、効用又は計画に関する重要な変更
- ・当該暗号資産の発行者等の破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続その他これに類する倒産手続の開始その他の当該暗号資産の仕様等を決定し得る者又は団体の業務の運営又は財産の

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

状況の重大な変化

・ 信託会社(自己を含む。)や国内の暗号資産交換業者及び海外の事業者等が当該暗号資産の取扱いを開始又は廃止する旨の決定、当該暗号資産の価格に重大な影響を及ぼす程度に大規模な取引の受注を受けた事実の発生その他の当該暗号資産の価格又は流動性に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生

・ 自己の信託業の遂行に重大な支障を及ぼすセキュリティインシデントの発生、倒産手続の開始その他の自己の信託業に係る業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生

□ 暗号資産関係情報を管理する独立性の高い部門を設置の上、当該部門が暗号資産関係情報を適切に管理するための体制が講じられているか。

ハ. 役職員が暗号資産関係情報を取得した場合に、業務上必要な範囲を超えて暗号資産関係情報を利用し、又は当該暗号資産関係情報が第三者に伝達されることを防止する体制が講じられているか。

⑥ 債務の履行に関する方針の公表等

信託会社が講じなければならない措置として、規則第 40 条第 10 項は、情報の漏えい等に起因して、信託会社が顧客に対して、負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における方針を策定・公表・実施する措置を規定している。当該方針については、例えば、以下の事項を定め、これを公表しているかに留意する。

・当該債務の履行の方法

・当該債務の履行の時期

・当該債務の履行の方法が金銭による場合には、弁済額の算定の基準日及び方法

⑦ その他暗号資産に係る留意事項

イ. 管理型信託業に該当する場合等を除き、暗号資産等の信託は、特定信託契約に該当し、下記口. から二. に掲げる内容を含め、金融商品取引法の行為規制が準用されることに留意する。

ロ. 規則第 30 条の 26 第4号に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第三十条の二十第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為」として、例えば、以下のものが考えられる。

・ 傷つた分析結果を利用して、暗号資産の価格の推移を予測する行為

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

- ・ 信託会社が取り扱う暗号資産であることを理由に、当該暗号資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為
 - ・ 信託会社の免許等を受けた者であることを理由に、財務状況等が健全である旨の表示を行う行為
- ハ. 役職員による規則 30 条の 26 第6号に規定する行為を防止するために、暗号資産関係情報を入手し得る立場にある、役職員による暗号資産の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているかに留意する。
- 二. 規則第 33 条第1項第5号ニに規定する「取り扱う暗号資産の概要及び特性」及び同号ホに規定する「暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項を含め、日本仮想通貨交換業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考とするものとする。
- ・ 暗号資産の主な用途
 - ・ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項
 - ・ 暗号資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限
 - ・ 暗号資産の流通状況
 - ・ 暗号資産に内在するリスク

(新設)

(6) 電子記録移転有価証券表示権利等に関する留意事項

信託財産の管理又は処分において電子記録移転有価証券表示権利等を含む財産の信託については、以下の点に留意するものとする。

① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが高い場合においては、電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いの適否を慎重に判断することとしているか。

電子記録移転有価証券表示権利等の受託する信託会社において、上記マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応が図られているかを確認するに際しては、基本的には上記(5)②に準ずるものとする。

② 電子記録移転有価証券表示権利等の分別管理

信託会社が電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合には、規則第 39 条第3項に基づき、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

	<p>が、その方法については、基本的には上記(5)③に準ずるものとする。</p> <p>(注1) 規則第39条第3項但書は、電子記録移転有価証券表示権利等について、「顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信託業の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度」であれば、規則第39条第3項各号に定める方法以外の方法での管理を認めている。当該「顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信託業の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度」といえるかどうかは、電子記録移転有価証券表示権利等の表象する権利等の内容やその流通性を踏まえ、個別に検討する必要はあるが、例えば、以下のような場合には、秘密鍵等をインターネットに接続している電子機器等に記録して管理することは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 電子記録移転有価証券表示権利等に表象される権利が法人の議決権等の共益権を含む等、流出した場合に金銭的補償のみによって投資者の損害を回復することが困難である場合・ 権利等の移転にかかる合意と同時に決済が執行されない等、秘密鍵等をインターネットに接続している電子機器等に記録して管理する必要性が高い場合 <p>(注2) 信託会社が電子記録移転有価証券表示権利等の管理を第三者に委託する場合において、規則第39条第3項第2号に規定する「自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、以下の点をいずれも満たしている場合などが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当該第三者において、上記(5)③に規定する点を踏まえ、規則第39条第3項第1号の措置が適切に講じられており、かつ、上記(5)④に基づいて流出リスクへの必要な対応が適切に行われていること。・ 委託者である信託会社において、3-2-4(2)③口に基づき、委託先管理が適切に行われること。 <p>(3) 電子記録移転有価証券表示権利等の流出リスクへの対応</p> <p>信託会社が信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等の管理をする場合には、当該電子記録移転有価証券表示権利等が不正アクセス等により流出することによって、顧客に対して電子記録移転有価証券表示権利等の返還ができなくなるなど、顧客の保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢(業容に応じた内部監査態勢を含む。)の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に</p>
--	---

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

対応することが求められる。

電子記録移転有価証券表示権利等を管理する信託会社において、上記流出リスクに対する適切な対応が図られているかを確認するに際しては、基本的には上記(5)④に準ずるものとする。

④ 債務の履行に関する方針の公表等

信託会社が講じなければならない措置として、規則第40条第10項は、情報の漏えい等に起因して、信託会社が顧客に対して、負担する電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における方針を策定・公表・実施する措置を規定している。当該方針についての留意点は、基本的には上記(5)⑥に準ずるものとする。

(5) その他の留意事項 (略)

7 自己信託会社

(中略)

7-5 事務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項

自己信託に係る法第50条の2第1項の登録を受けた者の自己信託に係る事務運営の適切性、健全性、他に當む業務(兼業業務)の健全性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか否か、3-5(3-5-1、3-5-7を除く。)に記載した事項のほか、以下の点に留意するものとする。

11 信託兼営金融機関関係

(中略)

(7) その他の留意事項 (略)

7 自己信託会社

(中略)

7-5 事務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項

自己信託に係る法第50条の2第1項の登録を受けた者の自己信託に係る事務運営の適切性、健全性、他に當む業務(兼業業務)の健全性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか否か、3-5(3-5-1(5)及び(6)を除く。)、3-5-7を除く。)に記載した事項のほか、以下の点に留意するものとする。

11 信託兼営金融機関関係

(中略)

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

11-2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項	11-2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項
<p>申請者より、兼営法第1条第1項に基づく兼営の認可の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(注)兼営法の趣旨に鑑み、兼営法第1条第1項各号に掲げる業務のみを行うことは認められないことに留意する。</p>	<p>申請者より、兼営法第1条第1項に基づく兼営の認可の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(注)兼営法の趣旨に鑑み、兼営法第1条第1項各号に掲げる業務のみを行うことは認められないことに留意する。また、<u>信託兼営金融機関は、信託財産の管理又は処分において暗号資産を含む財産の信託及び暗号資産関連デリバティブ取引を行う信託を営むことができないことに留意する(兼営法規則第3条第1項第6号)</u>。</p>